社会福祉法人神戸市兵庫区社会福祉協議会 費用弁償規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人神戸市兵庫区社会福祉協議会(以下「本会」という。)定款第10条及び第25条の規定に基づき、本会役員等の費用弁償の支給基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規程を適用する対象は、本会の評議員、理事、監事、顧問及び本会の定款第34条に基づき設置する委員会の委員(以下「役員等」という。)とする。

(費用弁償の額)

第3条 本会の役員等には、その職務を執行するために要する交通費等の費用の実費を弁償することができる。

(諸会議等の出席費用)

第4条 諸会議等に出席するために宿泊を伴う場合には、本会職員等旅費規程 第5条第1項及び第2項に定める基準に基づき、その費用を支給することがで きる。

(費用弁償の辞退)

第5条 本会の役員等は、費用弁償額の全部又は一部につき辞退することができる。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として、インターネットの利用により公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。